

福岡県では、若年世帯又は子育て世帯が購入した「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅やこれから同居する親世帯の持家に行うリノベーション工事に係る費用の一部を補助いたします!

▼ 補助対象者

若年世帯

配偶者との年齢の合計が
80歳以下(※1)となる世帯

※1 令和8年4月1日時点で80歳以下

二人あわせて
80歳以下です



子育て世帯

同居者に18歳未満(※2)の方 又は
妊娠している(※3)方がいる世帯

※2 令和8年4月1日時点で18歳未満
※3 交付申請の時点で妊娠している

18歳未満です



「持家型」では親世帯も
補助対象者になりますよ



▼ 補助概要

流通型

「住まいの健康診断」実施済みの
中古住宅を購入してリノベーション

若年世帯 または 子育て世帯



購入して
居住



中古住宅 (一戸建て住宅) 中古住宅 (分譲マンション)



「住まいの健康診断」済みの中古住宅

さらに

世帯主の方が
・福岡県外に居住中で
対象市町村に移住予定
または
・福岡県外から対象市町村
に移住して1年以内

さらに

対象市町村にある
「住まいの健康診断」済みの
中古住宅を購入

対象市町村は
裏面を
ご覧ください

補助率 1/3

上限 50 万円

移住リノベ

補助率 1/2

上限 75 万円

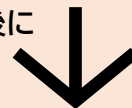
持家型

これから(交付申請後に)同居する
親世帯所有の持家をリノベーション

若年世帯 または 子育て世帯



交付申請後に
同居



親世帯の持家 (一戸建て住宅) 親世帯の持家 (分譲マンション)



親世帯が入居中 かつ 所有している持家

補助率 1/3

上限 50 万円

対象住宅

補助額

主な補助要件

工事対象

流通型 ● 「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅であること

「住まいの健康診断」とは? 詳しくはこちらを⇒ [住まいの健康診断](#) 検索

- ・(一財)福岡県建築住宅センター が実施する建物状況調査です。
- ・購入予定の中古住宅に対して、目視、計測及び打診等により構造や雨漏り等の不具合がないか診断します。
- ※「住まいの健康診断」の調査日は、不動産登記簿謄本(全部事項証明書)に記載されている売買の日付よりも前の日となっている必要があります。

● 移住リノベ は、裏面の要件を満たすこと

流通型 ● 次の①～③の全てに当てはまる住宅であること

及び
持家型

- ①福岡県が認める住宅支援策を実施する市町村(※4)にある
- ②過去にこの補助金を受けたことがない
- ③リノベーション工事完了後に耐震性を有する

※4 住宅支援策を実施する市町村は
福岡県のホームページで公表しています。

持家型

- 親世帯が所有する持家に、交付申請後に同居すること
※交付申請の時点で同居している場合は補助対象外
- 登記上、親世帯が100%の持分となっている住宅であること
- 同居する持家の床面積がリノベーション工事完了後に100平方メートル以上となること

補助対象となる『具体的な工事内容』は、裏面をご覧ください

申込み
・
お問い合わせ

福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係
TEL : 092-643-3732 (直通)
Eメール : jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp
※申請前の事前相談も行っています。

制度の詳細、申請の方法などは
福岡県のホームページをご覧ください

福岡県こどもリノベ 検索



▼ **移住リノベ**

の対象となる世帯・世帯主・中古住宅の主な要件

世帯の要件

若年世帯
又は
子育て世帯

+

世帯主の要件

世帯主の方が
福岡県外に居住中で
対象市町村(※5)に
移住予定
または
世帯主の方が
福岡県外から
対象市町村(※5)に
移住して1年以内(※6)

+

中古住宅の要件

対象市町村(※5)にある
「住まいの健康診断」実施済みの
中古住宅を購入

+

※5 対象市町村はどこ？

「移住支援金」を支給する事業
を実施している市町村

令和8年度は以下の 31市町村

北九州市、大牟田市、久留米市、飯塚市
田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市
豊前市、宗像市、古賀市、うきは市、嘉麻市
みやま市、粕屋町、芦屋町、岡垣町、小竹町
桂川町、東峰村、大刀洗町、広川町、香春町
川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町
上毛町、築上町

※6 交付申請日が移住した日から
1年以内であること

一戸建て住宅 分譲マンション

「住まいの健康診断」済みの中古住宅

▼ **補助対象工事**

以下に示すリノベーション工事で、**県内の事業者(※7)**が行う**工事費30万円以上**の工事が補助対象です。

※7 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者

居住性向上改修	
工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去 等
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース(工事を伴うものに限る)の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修
屋外スロープの設置	新設等
手すりの設置	バルコニー、窓又は階段等に転落防止のための手すりを設置
その他子育てに資する改修	可動式間仕切り壁の設置、アイランドキッチンへの改修 等
長寿命化改修	
工事種別	具体的工事内容
耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの
防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの
省エネルギー改修	
工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの
省エネルギー等設備機器の設置	省エネルギー等設備機器(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽等)の設置 ※太陽光発電システム、高効率給湯器は対象外
防犯性向上改修	
工事種別	具体的工事内容
窓の改良	CP登録(防犯性の高い建物部品)のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付
玄関・勝手口の改良	CP登録(防犯性の高い建物部品)のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め等
新しい生活様式対応改修	
工事種別	具体的工事内容
住宅内にウイルスを持ち込まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置等
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策(通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置等)、抗菌・抗ウイルス素材への取り替え(手すり、壁材、床材)、自動開閉式便座への交換、トイレの増設(2箇所目)、シャワールームユニット設置、通風式シャッターの設置等
リモートワークやオンライン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント(LAN)の設置等
バリアフリー改修	
工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更 等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更 等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への変更 等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床材への変更

※この一覧に記載がない工事でも補助対象になる場合があります。福岡県ホームページに掲載しているQ&Aをご覧ください、お問い合わせ窓口(福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係 電話：092-643-3732)までご連絡ください。